

株主総会決議事項の登記申請時に「株主リスト」が必要 ～平成28年10月から～

株主総会議事録等を偽造して役員になりすまして偽りの役員変更登記をしたり、本人の承諾を得ずに役員就任の登記申請を行い株主総会で決議されたと偽って会社の財産を処分するなどの違法行為が発生しています。

「株主リスト」の添付が必要になる場合は？

登記申請の際に株主リストの添付が必要になるのは、次の2つの場合です。

- (1) 株主総会（又は種類株主総会）で決議が必要な事項を登記する場合
例）取締役の選任、解任など
株主総会決議を省略する場合も、株主リストの添付が必要です。
- (2) 株主全員（又は種類株主全員）の同意が必要な事項を登記する場合
例）組織変更など

「株主リスト」への記載事項は？

株主総会決議事項を登記申請する場合に添付する株主リストには、「議決権数上位10名の株主」または「議決権割合が3分の2に達するまでの株主」のいずれか少ない方の株主について、次の事項を記載し代表者が証明します。

< 株主リストの記載事項 >

株主の氏名又は名称

住所

株式数（種類株式発行会社は種類株式の種類及び数）

議決権数

議決権数割合

（株主全員の同意を必要とする事項を登記する場合は不要）



「株主リスト」の添付が必要になるのはいつから？

平成28年10月1日以降の登記申請から

【同族会社等判定明細書の利用が可能】

一定の要件を満たした場合、法人税の確定申告で作成する「同族会社等の判定に関する明細書」（別表二）を利用して株主リストを作成することができます。（別表二を添付）

詳細は、法務省ホームページを参照して下さい。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山45番地の1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118